行政 Information

屋根の雪下ろし情報をお寄せください

問 高齢福祉介護課（☎65-7789）

今年も、雪のことを気にかける季節となりました。

屋根の雪下ろしはたいへんな労力を要します。特にお年寄りやしょうがいのある人など、自力で雪下ろしを行うことが困難な人に、雪下ろし事業者や団体等を紹介できるよう、市では次の情報を募集しています。対応できる事業者や団体、情報をお持ちの人は、お知らせください。

【提供いただきたい情報】

●屋根雪下ろし作業を行う事業者、除雪グループ、個人、ボランティア団体

①事業者名（団体名）
②代表者名
③住所
④電話番号
⑤作業単価
⑥対象区域

※募集期間　11月13日（金）まで（以降も、随時お知らせください。）

※電話、FAX、メール等でご連絡ください。

受付・連絡先
高齢福祉介護課〈東館1階〉
☎65-7789
FAX 64-1437
Eメール kourei-kaigo@city.nagahama.lg.jp

行政 Information

国民年金保険料控除証明書を発行します

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります（その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料）。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

今年1月から9月に国民年金保険料を納付した人には、日本年金機構から11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う人は、大切に保管してください。

また、10月から12月に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

控除証明書が届かない場合または紛失された場合は、彦根年金事務所で再発行の手続きをしてください。

問 彦根年金事務所国民年金課（☎0749-23-1114）

行政 Information

年金受給者の皆さん 扶養親族等申告書は期限までに提出を！

老齢や退職による年金には、所得税が課せられます（障害年金・遺族年金を除く）。

課税対象となる人には、11月上旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、必ず期限までに提出してください。

【提出期限】11月30日（月）

提出を忘れると、各種控除が受けられないまま所得税が課せられる場合がありますので、ご注意ください。扶養親族等申告書を紛失された場合は、彦根年金事務所までお問い合わせください。

なお、年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。

※平成28年分「扶養親族等申告書」が送付される人
・65歳未満で年金額が108万円以上
・65歳以上で年金額が158万円以上

問 彦根年金事務所お客様相談室（☎0749-23-1116）

行政 Information

くらしの困りごとなんでも相談会in長浜

くらしの中で抱えている不安や悩みについて、なんでも相談できる相談会を開催します。弁護士、司法書士、社会福祉士、行政職員などが対応します。予約不要、無料、時間制限なしの相談会です。お気軽にお越しください。

【日時】 11月13日（金）13時30分～16時30分

【場所】 市民交流センター（地福寺町）

【対象】 市内在住の人

【主催】 長浜市、長浜市社会福祉協議会

※手話通訳が必要な人は事前にご連絡ください。

問 長浜市成年後見・権利擁護センター（長浜市社会福祉協議会内）（☎62-1804）

行政 Information

『買物情報宅配便』を活用ください

問 高齢福祉介護課（☎65-7789）

買物情報パンフレット『買い物情報宅配便』第3号を作成しました

日々の買物にお困りの人を支援するため、商工会議所、商工会、シルバー人材センターと協力し、パンフレット『買物情報宅配便』を作成しました。

食料品（弁当を含む）や日用品等の宅配、買物代行、移動販売など買物支援サービスを行っているお店（45事業者67店舗）の情報を載せています。

●配付について

社会福祉協議会（支所含む）や市役所窓口（高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、北部振興局福祉生活課・各支所）などに置いています。また、民生委員を通じて受け取ることもできます。

※市ホームページからダウンロードすることもできます。

行政 Information

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

問 子育て支援課（☎65-6554）

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として、昨年に引き続き「子育て世帯臨時特例給付金」を給付しています。

【対象および金額】

○支給対象者
平成27年6月分の児童手当を受給した人
ただし、児童手当の特例給付受給者（児童手当の所得制限額以上で、児童1人当たり月額5千円を受給している人）は対象となりません。

○対象児童
平成27年6月分の児童手当の対象者

○支給金額
対象児童1人につき3千円

【受付期間】 12月1日（火）必着

【申請手続】

○申請書は、児童手当の現況届と一体様式のため、今年6月の現況届を提出した人は当給付金の申請もお済みです。児童手当現況届の提出がまだの人は、早めに提出してください。

○給付金は原則として児童手当の口座に振り込みます。（児童手当とは振込時期が異なります）

○公務員の人は、基準日となる平成27年5月31日時点で住民票があった市町村に申請してください。

行政 Information

認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい

問 地域包括支援課（☎65-7841）

住み慣れたまちで元気に暮らし続けたい―。

そんな思いを叶えるために、高齢になっても認知症になっても、安心して心豊かに暮らせるまちづくりをめざし、地域で支えあうことの大切さを一緒に考えましょう。申込みは不要です。ぜひお越しください。

※長浜市社会福祉大会と合同開催

【とき】 11月29日（日）13時開会（正午開場）

【ところ】 長浜文化芸術会館（大島町）

【内容】
・社会福祉功績者表彰
・福祉の絵、福祉標語表彰・発表
・基調講演『地域で支える認知症～私たちにできること～』

講師　松本　一生氏

松本診療所ものわすれクリニック院長
高齢者のメンタル診療、老年精神医学、家族介護・支援職のケアなど“認知症専門医”として認知症への理解を深める活動を行う。

会場内での催し

個別相談（認知症・介護・成年後見）、認知症予防体操（コグニサイズ）体験、福祉用具の展示、市内小学生の福祉の絵と福祉標語展、オレンジロバ応募作品展示、しょうがい者作業所物品販売、ワンコインカフェ（100円）など